

## 処 分 基 準

令和4年3月15日作成

法 令 名 : 銃砲刀剣類所持等取締法
根 拠 条 項 : 第9条の11第2項
処 分 の 概 要 : 練習用備付け銃に係る打刻命令
原権者 (委任先) : 福岡県公安委員会
法 令 の 定 め : 銃砲刀剣類所持等取締法第9条の6第3項 (番号又は記号の打刻) 、第9条の11第2項 銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第18条 (打刻命令)
処 分 基 準 : 銃番号が打刻されていない場合、銃番号が3桁以下である場合、既に同一の銃番号の猟銃等がある場合等は、打刻を命ずる。
問 合 せ 先 : 所在地を管轄する警察署生活安全 (生活安全刑事) 課又は警察本部生活保安課092-641-4141、内3177
備 考 :